

私立中央大学長

菊池武夫

42 中央大学學則中第三十六条・第四十八条改正

(明治四十三年八月)

文部大臣 小松原英太郎殿

(朱書)

旧規程

(欄外注記1)
〔別紙第四式經由印ヲ捺シ同大學へ送付〕
(欄外注記2)
〔別紙第四式經由印ヲ捺シ同大學へ送付〕

進達願

別紙文部大臣宛學則中改正ニ關スル認可申請書を通御進達願上
候

明治四十三年七月十八日 〔(八月廿五日認可)〕

私立中央大學長

菊池武夫

東京府知事 阿部 浩殿
前書出願ニ付奥印候也

明治四十三年七月十九日

東京市神田区長 小原八十吉

(朱書)
〔別紙第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達〕

申請書

本學學則中専門科正科及大學予科ニ於テ商科ニ限リ甲種商業學校ヲ卒業シタル者ニ對シ入学許可致度主旨ヨリ第三十六条及第四十八条ヲ別紙ノ如ク改正致度候ニ付認可申請候也

明治四十三年七月十八日

有スル者

- 第三十六条 専門科ノ學生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トシ
左ノ區別ニ依リテ入学セシム
- 一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス
中學校卒業者、師範學校卒業者、專門學校入學者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入學ノ予備試験ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタルモノ
- 二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大學ニ於テ志願者ノ履歴ニ就キ誣衡ノ上入学ヲ許シタル者トス
但シ其履歴ニ依リ特ニ國語、漢文、數學ノ三科目ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ
- 第四十八条 入學志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル
- 一 中學校卒業者
二 師範學校卒業者
三 專門學校入學者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校

入学ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

新規定

第三十六条 専門科ノ学生ヲ正科生及別科生ノ二種トシ左ノ区別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文

部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合

格シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者、商科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十八条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有ス

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学

ノ予備試験ニ合格シタル者

文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同

等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

六 商科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

(欄外注記1)

「收受戊学甲三八五二号」「施行八月三十一日」

「判決七月十九日」「施行七月二十日」

(欄外注記2)

「内務部長錦木印」・学務課長(浜野印)・主任(大島印)」

(欄外注記3)

「完結」「明治四十三年九月八日」「内務部長代理(浜野印)・学務課長(浜野印)・主任(大島印)」

〔明治四十三年 文書類纂 629 C6 3〕